

第七次看護職員需給見通しに関する検討会報告書（概要）

1. はじめに

医療提供体制等を踏まえた需給見通しに基づいて看護職員の確保に努めるため、看護職員確保に資する基本的資料として概ね5年ごとに看護職員需給見通しを策定

2. 新たな看護職員需給見通しの策定

（1）策定の方法

地域の医療提供体制の確保を担う都道府県が、各都道府県の実状を踏まえ、看護職員の需要数・供給数の積上げを行い、厚生労働省が取りまとめ

需要数については、都道府県が病院等に対して調査を行い（病院等は、看護の質の向上や勤務環境の改善等の要因に関し実現可能と判断した人数を回答）、その集計結果を基に算定

供給数については、再就業者数の現状等を踏まえつつ、政策効果も加味して推計

期間は平成23年から平成27年までとし、常勤換算で算定（参考として、実人員の需給見通しも作成）。また、助産師については再掲

（2）新たな看護職員需給見通し

看護職員の需要見通しは、平成23年の約140万4千人から、平成27年には約150万1千人に増加するとの見込み（約6.9%の伸び率）

病院については、約90万人から約96万6千人、診療所については、約23万2千人から約24万2千人、訪問看護ステーションについては、約2万8千人から約3万3千人、介護保険関係については、約15万3千人から約16万5千人に増加するとの見込み

看護職員の供給見通しは、平成23年の約134万8千人から、平成27年には約148万6千人に増加するとの見込み（約10.2%の伸び率）

当初就業者数については、約132万1千人から約144万8千人、新卒就業者数については、約5万人から約5万3千人、再就業者数については、約12万3千人から約13万7千人、退職等による減少数については、約14万5千人から約15万2千人との見込み

3. 長期的な看護職員需給見通しの推計

少子化による養成数の減少等を踏まえた長期的な需給見通しの推計について検討するため、社会保障国民会議による「医療・介護費用シミュレーション」の医療提供体制に関する複数のシナリオを前提として、2025（平成37）年における看護職員の需給について推計した、厚生労働科学研究（伏見清秀「地域の実情に応じた看護提供体制に関する研究」）の研究結果を聴取

現在のサービス提供体制を前提とするシナリオの場合には、2025（平成37）年の需要数は、実人員ベースで約191万8千人から約199万7千人、一般病床を急性期と亜急性期・回復期等に機能分化し、医療資源を一層集中投入するシナリオの場合には、約183万9千人から約191万9千人、供給数は、約179万8千人という推計結果であった

いずれのシナリオにおいても需要数が供給数を上回る結果となったが、長期推計においては、医療提供体制の機能分化がどのようになされるか等が大きな影響をもたらすことから、上記の研究結果は今後の看護職員確保対策を検討していくに当たっての参考となる知見という位置付け

4. 看護職員確保対策の推進

看護職員需給見通しを着実に実現していくためには、定着促進を始め、養成促進、再就業支援にわたる確保対策について一層の推進を図ることが必要不可欠

（1）養成促進

医療の高度化、療養の場や国民のニーズの多様化に対応できる資質の高い人材を養成していくため、引き続き看護師等養成所の運営に対する支援等の促進策を講じるとともに、看護基礎教育の質の担保を図ることが定着促進にも効果

（2）定着促進

① 勤務環境の改善

医療の高度化等に伴い多忙となっているが、夜勤による交代制勤務を伴う過酷な超過勤務の継続は慢性的な疲労に繋がり、医療安全の観点からも問題との指摘

かかる状況の改善のため、労働時間管理への取組みを促進するほか、看護業務の効率化を推進していくことが必要

② 多様な勤務形態の導入、病院内保育所の整備

子育てや家族の介護を抱えながら就業を続けるためには、短時間正職員制度の導入など多様な勤務形態を導入することが必要

国、都道府県は、看護職員の定着に向けて、引き続き病院内保育所の運営支援等の支援施策の強化を図るべき

③ 研修等による資質の向上

平成21年の法改正によって、看護職員は、臨床研修等を受け、資質の向上を図るように努めなければならないと規定

国、都道府県は、新人看護職員研修を支援しているが、今後もその充実に努めるべき

④ 訪問看護における確保対策

訪問看護ステーションの看護職員の需要数は、約16.9%増加と見込まれており、訪問看護に関する広報活動とともに、事業所規模の拡大など訪問看護サービスを安定して提供できるような体制を構築することが必要

(3) 再就業支援

国や都道府県は、ナースバンク事業に対する補助や、潜在看護師等に対する臨床実務研修に対する補助を実施してきたが、ナースバンクは、ハローワーク等と連携した取組みにより効果を一層増大させることを期待

5. おわりに

よりの確な需給見通しを策定していくために、今後、需給見通し期間に実際に生じた看護職員の需要数についても把握できるよう検討すべき

今後医療提供体制に大きな変革が行われた場合、新たな需給見通しを策定する必要があるかについては、その時点において判断すべき

5年間の看護職員需給見通しに加え、今般新たに長期的な需給見通しの推計についても検討を実施したが、今後の需給見通しの策定に当たって更なる検討を進めることが必要

看護師等の人材確保の促進に関する法律において、国の責務として看護師等の確保の促進に必要な措置を講ずるよう努めなければならないことが規定されているが、必要となる財源の確保を図っていくことは極めて重要

今後、我が国が人口減少の局面を迎えていく中で、国を始め地方公共団体、病院等の開設者等広く関係者が力を合わせて、看護職員の確保対策を着実に講じていくことを強く期待